

藤島民報

2017年 4月 2日

第1094号

編集発行
日本共産党藤島支部

生活相談所
加藤鉦一（宝徳）
Tel.0235-64-3941
携帯090-8929-4221
HPは「藤島 加藤鉦一」と検索で入力。

発行経費にカンパをお願いしています。民報配布者にご連絡下さい
（月177円程度）
3月 45人 44,902円
2月 40人 46,862円

平成29年度JA庄内たがわ定期人事異動 藤島関係

内示：平成29年3月28日
発令：平成29年4月1日

| | | |
|---------------------|-------|----------------|
| ◎部長級 | | |
| 【三川支所】 | | |
| 三川支所長 | 加藤 宏 | 新余目支所長 |
| 【櫛引支所】 | | |
| 櫛引支所長 | 宅井次郎 | 経済部 経済部長 |
| ◎課長級 | | |
| 【共済部】 | | |
| 事故相談課長 | 高橋秀一 | 朝日支所 管理経済課長 |
| 【新余目支所】 | | |
| 営農課長 | 成沢 順 | 藤島支所 営農課長 |
| 【藤島支所】 | | |
| 管理生活課長 | 伊藤 隆 | 新余目支所 営農課長 |
| 共済課長 | 小林 久 | 新余目支所 共済課長 |
| 営農課長 | 高橋 徹 | 藤島支所 管理経済課長 |
| 【三川支所】 | | |
| 信用課長 | 小松三千雄 | 櫛引支所 信用課長 |
| 【羽黒支所】 | | |
| 管理生活課長 | 菅原光保 | 立川支所 管理経済課長 |
| 【櫛引支所】 | | |
| 信用課長（課長級任用） | 遠藤くみ | 藤島支所 貯金係長 |
| ◎係長級 | | |
| 【共済部】 | | |
| 事故相談課 事故相談係長（係長級任用） | 野口 剛 | 共済部 事故相談課事故相談係 |

| | | |
|---------------------------|-------|--------------------|
| 【営農販売部】 | | |
| 販売課 業務経理係長 | 早坂由美 | 藤島支所 管理経済課管理生活係長 |
| 米穀課 米穀指導係長兼農産物検査係長（係長級任用） | 日向一也 | 新余目支所 営農課営農企画米穀係 |
| 月山ワイン・加工所 加工係長 | 成澤 健 | 営農販売部 販売課販売係長 |
| 【藤島支所】 | | |
| 管理生活課 管理生活係長 | 布川嘉浩 | 共済部 事故相談課事故相談係長 |
| 信用課 貯金係長 | 城戸千佳 | 藤島支所 共済課共済渉外係長 |
| 共済課共済渉外係長 | 五十嵐 寿 | 朝日支所 共済課共済渉外係長 |
| 【朝日支所】 | | |
| 営農課 営農企画米穀係長 | 石川輝紀 | 立川支所 営農課営農企画米穀係長 |
| ◎一般職（正職員・准職員） | | |
| 【企画管理部】 | | |
| 総務課総務係 | 松浦千帆 | 信用部 貯金資金課貯金資金係（年金） |
| 総務課広報情報係 | 富樫明日香 | 藤島支所 信用課貯金係 |
| 【営農販売部】 | | |
| 園芸特産課園芸特産係 | 大友千賀子 | 藤島支所 共済課共済係 |
| 【生活福祉部】 | | |
| 生活課 生活購買係 | 阿部孝子 | 営農販売部 米穀課米穀係 |

| | | |
|-----------------|-------|-----------------|
| 【新余目支所】 | | |
| 営農課 園芸特産係 | 池田伝一 | 藤島支所 営農課営農企画米穀係 |
| 【立川支所】 | | |
| 信用課貯金係 | 齋藤香純 | 新採（渡前） |
| 【藤島支所】 | | |
| 信用課貯金係 | 阿部智奈美 | 羽黒支所 信用課貯金係 |
| 共済課共済係 | 齋藤広人 | 企画管理部 総務課広報情報係 |
| 共済課共済係 | 奥山奈美枝 | 立川支所 共済課共済係 |
| 共済課共済係 | 富樫美郷 | 新採（長沼上新田） |
| 【羽黒支所】 | | |
| 信用課貯金係（渉外） | 橘 裕気 | 羽黒支所 信用課貯金係 |
| 【朝日支所】 | | |
| 信用課融資係 | 清和 麗 | 藤島支所 信用課融資係 |
| 【年度末退職】 | | |
| 櫛引支所長 | 佐藤優子 | |
| 藤島支所 共済課共済係 | 大久保恵美 | |
| 藤島支所 信用課長補佐 | 川村 清 | |
| 営農販売部 販売課業務経理係長 | 富樫美和子 | |
| 三川支所 営農課園芸特産係 | 成澤琢磨 | |
| 藤島支所 共済課長 | 難波みさ子 | （再雇用） |
| 羽黒支所 信用課融資係 | 阿部淳子 | （再雇用） |

庄内地方の凧文化 ⑤

凧復活に熱い思い、庄内の保存会

鈴木隆（小中島）

日本の凧は数の多さ、種類、揚げる技術の高さも世界一である。毎年、国際凧揚げ大会が開催され、東南アジアを始め、中東、アフリカ、欧米などの開催地に、「日本の凧の会」（会員約1,000名）の「凧キチ」10名以上が自慢の凧を持って毎年参加している。

一方、庄内では昭和60年頃、立川町が風の町、風車の町を全国に発信しようと全国凧揚げ大会を開催。庄内の酒田凧保存会、新庄のおんみょう隠明寺凧保存会、県外からは青森の津軽凧保存会や秋田県湯沢の保存会などが集結し、立川の風を満喫した。

中でも津軽凧保存会が揚げた青森ヒバを骨とした（青森には竹がない）勇壮な武者絵凧は、ブブーン、ブブーンとハリコプターのようしに響き渡り、見る人の心に滲みした。その後、「立川人材センター凧の会」が音頭を取り、毎年秋には道の駅庄内（風車市場）を会場に、凧揚げ大会を開催しているほか、子ども達にも講習会を開いて継承に努めている。

今年、11月に地元の凧保存会を含め青森県から4団体、秋田県湯沢などからも参加を予定していると言つ。また酒田凧保存会（会員11名）も5月上旬、100枚の凧揚げを目指して、今、子ども達に講習を行っている。

馬見ヶ崎川で国際凧フェスティバル（平成3年5月）

山形県では平成3年、山形市制定100年を記念して、馬見ヶ崎川河川敷で国際凧フェスを味わった。



昭和60年頃の立川町全国凧揚げ大会 連凧（左）と津軽凧（右）



馬見ヶ崎川で国際凧フェスティバル（平成3年5月）

平成29年度 (株)あいとサービス 定期人事異動
 内示:平成29年3月28日
 発令:平成29年4月 1日

| | | |
|-----------------------------|-------|----------------------|
| ◎係長級 | | |
| 【農機課】 | | |
| 農機課北部農機センター北部農機係長(専職兼務) | 皆川憲昭 | 農機課北部農機センター北部農機係(専職) |
| 農機課中部農機センター中部農機係長 | 石橋正幸 | 農機課中部農機センター中部農機係 |
| 【車両課】 | | |
| 車両課オートパル庄内町工場長 | 大倉 豪 | 車両課オートパル庄内町車両係 |
| 車両課オートパル中央工場長 | 佐藤保則 | 車両課オートパル庄内町工場長 |
| 車両課オートパル羽黒工場長兼中部推進係長(藤島・羽黒) | 角屋直志 | 車両課オートパル中央車両係 |
| 車両課オートパル櫛引工場長 | 五十嵐重一 | 車両課オートパル櫛引車両係 |
| 【燃料課】 | | |
| 燃料課羽黒燃料拠点係長 | 佐藤 孝 | 燃料課羽黒燃料拠点センター長(係長級) |
| ◎退職 | | |
| | 五十嵐裕之 | 統括部長 |
| | 山口 覚 | 農機課長 |
| | 佐藤研一 | 車両課長 |
| | 大友勝広 | 燃料課長 |
| | 伊藤 敏 | 農機課南部農機センター長 |
| | 百瀬 健 | 車両課北部推進係長 |
| | 山口 敦 | 燃料課藤島燃料拠点センター長 |

※一般職異動 略

| | | |
|---|------|-----------------------------|
| ◎部長級 | | |
| 統括部長(出向) | 菊地孝一 | JA庄内たがわ 共済部 事故相談課長 |
| ◎次長級 | | |
| 統括次長兼管理課長兼リスク管理係長 | 齋藤 晃 | 管理課長兼リスク管理係長 |
| ◎課長級 | | |
| 【農機課】 | | |
| 農機課長兼北部農機センター長兼中部農機センター長兼南部農機センター長 | 渡部一也 | 農機課北部農機センター長兼北部農機係長 |
| 【車両課】 | | |
| 車両課長兼サービスマネージャー | 伊藤正広 | 車両課サービスマネージャー兼オートパル櫛引工場長 |
| 【燃料課】 | | |
| 燃料課長兼羽黒燃料拠点センター長兼藤島燃料拠点センター長 | 伊藤伸司 | 車両課オートパル羽黒工場長兼中部推進係長(藤島・羽黒) |
| 【葬祭課】 | | |
| 葬祭課長 | 石橋 俊 | 葬祭課催事相談係(主任) |
| ◎課長補佐級 | | |
| 【車両課】 | | |
| 車両課推進マネージャー兼三川中央整備工場長兼北部推進係長(新余目・立川・三川) | 石井良行 | 車両課オートパル中央工場長 |

共謀罪法は国民の内心をも取り締まる「凶暴」法

「あらためて憲法を学ぶ 青山崇

政府は21日、共謀罪の呼称を、世論受けを 備罪と「テロ」を入れ



緊急発行! 「一からわかる共謀罪」パンフ発行...「秘密保護法」廃止へ! 実行委員会/盗聴法廃止ネットワーク頒価...200円(送料別) 日本消費者連盟

法案を決定した。共謀罪は、犯罪行為のみを罰し計画・合意があっても内心にある限り罰しないという刑法原則を大転換するものである。憲法19条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」としている。次条からの表現の自由・信教の自由・学問の自由へとつながる「精神的自由の母体」と言われている。ところが共謀罪法は、この「精神的自由の母体」を抹殺し憲法を無視する。

政府は「一般人が対

象になることはあり得ない」と国民の心配解消に必死である。1925(大正14)年施行の治安維持法の時も、政府は国民の不安を重視し、「労働者や思想家たちはあまりにこの法案を重大視し悲観的に考えているようであるが(中略)伝家の宝刀であつて余り度々抜くつもりでもない」としていた。さらに「共産主義」を取り締るとされたが、反政府、反戦争の言動まで広め、逮捕者は数十万人を超え、



外交力、防衛力

この頃、自衛隊に文書が在ったことが悪いことのように聞こえるニュースになっていますが、これを俺流に整理すれば・・・。

▲文書とは、PKOの南スーダンのその日その日の状況を報告してきた日報のこと。これを廃棄して無いと言つて危険な南スーダンの実態を国民に隠し、自衛隊を派遣したことが一番の問題なんです。

▲しかも、戦闘が起きて危険だと報告されていたものを衝突だと読み替えて、国民の大きな反対にもかかわらず、自衛隊に新しい任務を持たせて送り込んだもの。従つて、憲法にもPKO5原則にも違反したことをしたのだ。

▲次は、自衛隊の組織上「あそこに在るんじゃないですか」と国会で共産党が指摘した所

死亡者も1682人になった。

最後に「実行に着手する前に自首した者はその刑を軽減し、又は免除する」という「自首減免規定」がある。治安維持法の「罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス」とソックリで、刑法にもある規定だがさらに法案に入れたことは、スパイを奨励し国民監視を強めた治安維持法復活の危険が大いにあるのである。

から文書が出てきたんですが、そこにも無いと強弁していたのです。▲加えて、無いと言つていた物が見つかったのを自衛隊内で隠そうとしたこと・そんなことを担当の防衛大臣が知らなかったこともまた大きな問題なんだ。

▲大本営の発表が「ウソ」であつたことは国民が広く知る所です。今・自衛隊の最高指揮者である首相がウソをついたし、現場の状況が正しく伝わらないことでは権力内の隠ぺい体質が危惧されている。

▲かつて関東軍と言われた隊は、大本営のいう事を聞かなかつたらしいし、現在は制服組と背広組の対立があるんだとか。

▲憲法で持つてはいけない戦力を、防衛力と偽つて増やしているからこうなるんで、国民の安全安心は外交力で確保すべきですヨ。(石川)